別紙１

誓　約　書

垂井町ビジネス拠点施設進出支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第５条の規定に基づく申請にあたり、下記のことを誓約します。

記

１　要綱第３条各号に規定する交付対象者の要件をすべて満たしています。

２　交付申請の日から５年以上、特定施設を継続して利用します。

３　要綱第１０条第１項各号のいずれかに該当した場合、進出支援金の返還に応じます。

４　利用状況等、町が行う調査に協力します。

５　この誓約が虚偽であった場合又はこの誓約に反した場合は、そのことを理由に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

　　　年　　　月　　　日

垂井町長　様

法人の主たる事業所の所在地

法人の名称及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印